NICE CARD

清水屋ナイスカード

ご利用のご案内

Shimizuya

毎月15日は清水屋ご優待デー

カードでお支払い ポイント **3倍プレゼント**

通常1,000円(税込)ごとに10ポイント進呈のところ、30ポイントプレゼントいたします。

※ポイント3倍プレゼントは、毎月15日の清水屋各店でのクレジット利用が対象となります。(一部専門店では3倍プレゼントは対象外となります。)

毎月15日は食品のお買い物がお得に!

毎月15日の特典として、食品をお買物の際に、通常1スタンププレゼントのところを

食品レジにてナイスカード提示で

5倍(スタンプ)プレゼント

食品スタンプアップカードのご説明

食品(セルフ)お買上500円(税抜)毎に、1スタンプをプレゼント。
100スタンプ集めて500円のお買物券としてご利用いただけます。
「食品スタンプアップカード」は清水屋春日井店のフロアにて発行中。

■使うほどお得なポイントサービス!

〔ポイント〕

清水屋NICEカードでのショッピングご利用金額に応じて、ポイントが加算されます。

清水屋各店での月間ご利用金額
1,000円(税込)ごとに10P

清水屋各店以外の国内外の一般加盟店での月間ご利用金額
1,000円(税込)ごとに5P

※清水屋各店内において「一般加盟店扱い」となる専門店が一部ございます。

〔ポイントのお知らせ方法〕

「カードご利用代金明細書」にポイントを表示します。ご確認下さい。1,000ポイント以降1,000ポイント単位で『お買物割引券』が発行されます。

〔お買物割引券のご利用方法〕

「カードご利用代金明細書」に表示してある『お買物割引券』を、お買上げ時にレジへお渡しください。
(1,000ポイントから1,000ポイント単位で『お買物割引券』がご利用できます。)
1,000ポイント=1,000円換算で清水屋各店にてご利用いただけます。
1,000ポイント未満は次月へ繰り越されます。ポイントの累積期間は入会月より1年間です。
『お買物割引券』の有効期限は券面上に表示してあります。有効期限を超えた利用はできませんのでご注意下さい。繰り越されたポイントは、ポイント集計期間内有効です。
※『お買物割引券』の釣り銭はございません。

■お支払い方法のご案内

〔カードショッピング〕

清水屋各店・当社加盟店でのご利用の場合

①**一括払い**:手数料不要。
②**2回払い**:手数料不要。(支払期間2ヵ月)
③**ボーナス一括払い**:手数料不要。(ご利用は10,000円～)(支払期間1ヵ月～13ヵ月)
④**均等分割払い**

支払回数・期間(ヵ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24
実質年率(%)	12.20	13.51	13.86	14.57	14.73	14.87	14.93	14.95	14.96
利用代金100円当たりの手数料の額(円)	2.04	3.40	4.08	6.80	8.16	10.20	12.24	13.60	16.32

(例) 利用代金100,000円 10回払いの場合
手数料　100,000円×6.80円／100円=6,800円
支払総額 100,000円+6,800円=106,800円

⑤**ボーナス併用払い(20,000円以上の商品で3回払い以上が対象)**
●ボーナス払い総額は、商品代金の50%以内とします。
●ボーナス払い月は8月6日と1月6日の組み合わせとします。

⑥**ボーナス2回払い**
夏・冬のボーナス月2回に分けてのお支払い。
利用代金100円当たりの手数料の額は3.0円(実質年率3.43%～10.29%)です。(支払期間6ヵ月～14ヵ月)

清水屋各店でのボーナス払いのお取扱期間とお支払月

お取扱期間	お支払月
夏　12／11～ 7／10	夏期(8月)
冬　7／11～12／10	冬期(1月)

翌月一括払い以外のご利用は、当社が定める「翌月1回払い以外の総ショッピング利用可能枠」の範囲内となります。上記利用可能枠は、カード台紙の「翌月1回払い以外の総ショッピング利用可能枠」欄に表示されます。

「利用代金」は、包括信用購入あっせんにおける「現金価格」、「手数料」は「包括信用購入あっせんの手数料」をいいます。詳しくは会員規約等をご覧ください。

■海外旅行傷害保険

清水屋ナイスカード会員の方には、安心して海外旅行を楽しんでいただくために海外旅行傷害保険が自動付帯されております。何度海外旅行をされてもお申し込み手続は不要で、その都度、保険は適用されます。

●**被保険者**　清水屋ナイスカードの本人会員および家族会員。

●**補償期間**　日本出国前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間とします。ただし、日本出国日から90日後の午後12時までを限度とします。

●**保険金額**

傷害	死亡・後遺障害(最高)		2,000万円
	治療費用	(1事故の限度額)	200万円
疾病	治療費用	(1疾病の限度額)	200万円
賠償責任		(1事故の限度額)	2,000万円
携行品損害		(1旅行かつ1年間の限度額)免責3,000円	20万円
救援者費用		(1年間の限度額)	200万円

資料のご請求は きーてネットCF24　サービスコード 05　5301 資料コード　付帯保険リーフレット

※詳しい内容およびその他サービスについては、カードご利用ガイドをご覧ください。

ご利用代金明細書見本

貴方の累積ポイントは・・・

××××××××××××××× 様	内訳	前月繰越ポイント	××,×××
		当月発生ポイント	××,×××
合計　×××× ポイントです			
		次月繰越ポイント	××,×××

ポイント集計期間:YYYY年MM月～YYYY年MM月
累計ポイントが1,000ポイントになりましたら、お買物割引券を差し上げます。

☆☆ お買物割引券 ☆☆

××××××××××××××× 様	内訳	前月繰越ポイント	××,×××
××,×××円 ご利用期限 令和××年×月末日まで		当月発生ポイント	××,×××
		次月繰越ポイント	××,×××

ポイント集計期間:YYYY年MM月～YYYY年MM月
このお買物割引券は清水屋各店でのみご利用頂けます。本券の紛失につきましては再発行できません。
(点線部分を切り取ってご利用ください。)　お問い合わせは　アンサー

ご利用代金明細書

ご利用日	ご利用案内	新規	S C	分割回数

"リボ"はリボルビング払い
S:ショッピング　C:キャッシング
〔新規サイン〕:*印は当月ご利用分

1,000ポイント以上1,000ポイント単位でお買物割引券が表示されます。
ここに表示された金額がお買物割引券としてご利用いただけます。
1,000ポイント未満の次月へ繰り越すポイント数を表示します。
(繰越ポイントは、ポイント集計期間内有効です。)
当月加算されたポイント数を表示します。
前月までに繰り越されたポイント数が表示されます。

※記載のサービス内容は、2021年2月現在のものです。予告なく変更となる場合がございます。

ポイントサービス規定

第1条（規定の目的など）

1.本規定は、株式会社清水屋（以下「清水屋」という）とSMBCファイナンスサービス株式会社（以下「会社」という）との提携により発行する「清水屋NICEカード」（以下「カード」という）を保有する会員（以下「会員」という）に対して提供するカードの利用特典（以下「特典」という）の内容及びその特典を受けるための条件を定めたものです。

2.清水屋と会社は、その都度、事前及び事後に会員に文書にて通知してこの規定を変更でき、会員は、予めその旨を承認します。

第2条（特典の内容など）

1.特典とは、会員がカードを利用して加盟店で商品を購入した場合、その請求時に確定したポイントに応じて、清水屋における商品購入代金の割引を受ける事ができる制度です。

2.会社が行う『ワンダフルプレゼント 21』のサービスは、このカードには付与されません。

第3条（ポイントの付与）

1.会員の毎月のカードご利用明細書に記載される新規ご利用分のうち、キャッシングご利用分・カード年会費、その他会社所定のものを除外した合計金額（以下「新規利用額」という）に対して新規利用ポイントを付与します。但し、清水屋及び会社がポイント付与について不適当と認めたご利用についてはこの限りではありません。

2.清水屋及び会社は、特定の会員に対して別途ボーナスポイントを付与することができます。

3.本条第1項の「新規利用ポイント」、第2項の「ボーナスポイント」の合計を各月の獲得ポイントとします。

4.ポイントは、その対象となるカードのご利用日に拘らず、各月の請求時に会員に付与されます。

5.ポイントはポイント集計期間内を有効期限とし、有効期限を経過したものは自動的に失効します。

6.清水屋及び会社は、会員がカード会員規約及び本規定を遵守していないと認めた場合、当該会員へのポイント付与を拒否することができます。

7.家族会員のカードご利用金額に基づくポイントは、当該家族会員の属する本人会員のポイントと合算してその本人会員に付与されます。

第4条（ポイントの取り消し）

商品・役務などの購入取り消しなどにより、会員のご利用代金の全部または一部が取り消された場合、当該取り消し額に応じたポイントは会社所定の方法により取り消されます。

第5条（ポイントの計算）

1.会員の新規利用ポイントは、新規利用額に対して、次のとおり算出され、その会員に付与されます。

①清水屋各店でのご利用の場合 1,000円（税込）につき10ポイント

②清水屋各店以外でのご利用の場合 1,000円（税込）につき5ポイント

2.ボーナスポイントは、清水屋及び会社が予め告知する所定の条件、方法によって算出され、その対象会員に付与されます。

第6条（特典の実施）

1.前条で算出されたポイントの合計を各月の獲得ポイントとして累積します。

2.その累積されたポイントに応じ、会員の毎月のカードご利用明細書にお買物割引券を掲載して発行します。

3.お買物割引券の金額は、累積ポイント1,000ポイント未満を切り捨て、1,000ポイントあたり1,000円として計算されます。但し、切り捨てた1,000ポイント未満のポイントは、有効期間中は繰り越され、以降に付与されるポイントに累積されます。

4.お買物割引券は、清水屋においてのみ、ご利用いただけます。

5.お買物割引券のご利用期限は、その発行月から6ヵ月間とし、お買物割引券面上に表示します。

6.お買物割引券の再発行はいたしません。

7.お買物割引券は、ポイントを獲得した本人会員及び家族会員に限りご利用できます。

第7条（複数カードの取扱い）

会員がカードを複数枚所持している場合には、本規定に基づきカード毎にポイントを計算しますので、これらを合算することはできません。

第8条（権利の消失）

理由の如何を問わず、会員がカード会員資格を喪失した場合は、本規定における全ての権利、義務は自動的に消滅します。

第9条（権利の譲渡など）

理由の如何を問わず、特典における権利・義務を他人に貸与・譲渡・担保提供したり、相続させることはできません。

第10条（特典に関する疑義など）

ポイントの付与・ポイントの有効性・還元金額など会員の特典に関する疑義は、 清水屋または会社の決するところによります。

第11条（終了、中止、変更など）

1.清水屋ならびに会社は、会員に通知のうえ、いつでも特典を終了もしくは中止、または内容変更することができるものとし、会員は、予めその旨承認します。

2.特典の内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

2021年2月現在

清水屋

SMBCファイナンスサービス株式会社

カードは、ご予算に合わせて計画的にご利用ください。

A06296 O106-365 JP 名営：2021.03（改21.02）508P0528